

福岡市介護保険に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」 の市民意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

1 意見募集の趣旨

福岡市の介護保険に関する事務について、平成27年11月に特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）を公表（※ 令和3年9月に再公表）していますが、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報ファイル」という。）に重要な変更を加えることから、当該特定個人情報ファイルに変更を加える前に、評価書案を作成の上、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するとともに、介護保険に関する事務における特定個人情報保護のための措置の内容を公表し、市民の意見を募集しました。

2 意見募集期間

令和4年7月7日（木曜日）～令和4年8月5日（金曜日） [30日間]

3 実施方法

（1）評価書案の公表方法

評価書案を各区情報コーナー、各区役所福祉・介護保険課、早良区入部出張所、西区西部出張所、情報プラザ、総務企画局行政部情報公開室、福祉局高齢社会部介護保険課において閲覧及び配付するとともに、福岡市ホームページに掲載しました。

（2）意見提出の方法

意見につきましては、住所及び氏名を明記のうえ、標記案の配布場所へ書面で提出いただいたほか、郵送、FAX、電子メールによって受け付けました。

4 意見の提出状況と概要

（1）意見提出数 1通

（2）意見件数 1件

（3）意見の概要

- ・介護保険情報ファイルについて 1件

福岡市介護保険に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」に対する市民意見募集
（パブリックコメント）の実施結果について

市民意見総数（1人／1件）

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 介護保険情報ファイル

番号	該当頁	意見の内容	意見への対応	意見に対する考え方
1	P14～P17	14 ページ～17 ページ中 介護保険情報ファイルの特定個人情報の入手利用に『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの』が含まれないが、介護保険サービスと障害者サービスを併給する人が公金受取口座を活用した場合、適正な金額が反映されるか？	原案どおり	介護保険サービスと障がい者福祉サービスの両方を利用する人の高額介護サービス費については、公金受取口座を活用した場合であっても適正な金額を算定し、支給します。 なお、介護保険の高額介護サービス費の算定については障がい福祉サービスの利用者負担額等の情報は不要ですので入手しておりません。